

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪・関西万博ブルガリアパビリオン村山デー村山市民訪問団事業（以下「当該事業」という。）に参加する者が村山市とブルガリア共和国との交流促進に務めた場合において、その費用の一部を村山市の予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものである。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は当該事業において交流活動に参画した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象者としなない。ただし、村山市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(1) 単に大阪・関西万博に訪問することのみを目的とする者

(2) 営利を目的とする者

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とする者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成対象者1名につき20,000円とする。

(助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を、次の各号に掲げる書類を添え、事業の実施10日前までに村山市長に提出しなければならない。

(1) 旅行申込書の写し

(2) その他村山市長が必要と認める書類

(事業実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、当該事業を完了した日から起算して14日以内を期限として、事業実績報告書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添え、村山市長に提出しなければならない。

(1) 請求書

(2) 通帳の写し

(3) その他村山市長が必要と認める書類

(助成金の交付等)

第6条 村山市長は、前条の事業報告書を受領し審査のうえ適正と認めたときは、請求から30日以内に助成対象者へ助成金を交付する。

2 第4条の助成金交付申請をした者が、前条の事業報告書により、あるいは事業報告書を提出せず、助成金の交付が適正と認められない場合は、村山市長は、その者に助成金不承認通知書（様式第3号）により助成金を交付しないことを通知する。

(助成金の返還)

第7条 村山市長は、本要綱に違反その他不正な行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

附則 本要綱は、令和7年7月22日から適用する。